

# 古文書に見る 江戸時代の 食材と食生活

---

2020年1月25日

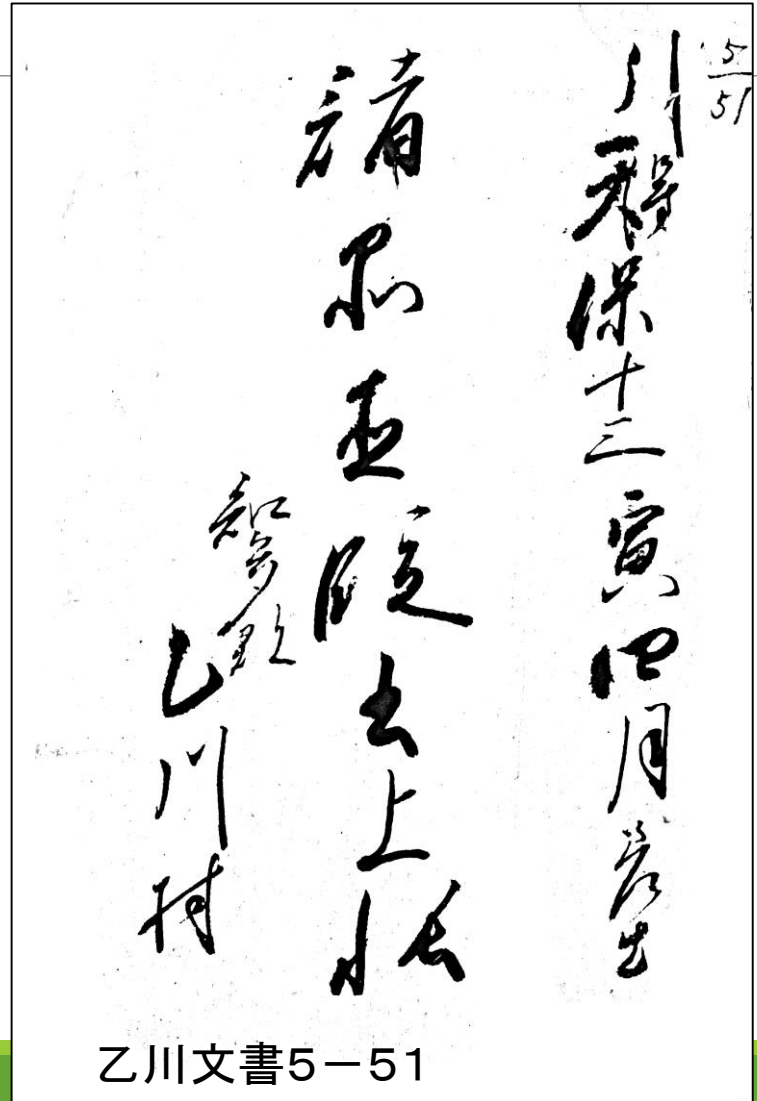
半田市立博物館 専門員 柴田邦彦

# 目次

---

- 1: 天保期の諸品値段表(食品の値段を抜粋)
- 2: 祝事の料理メニュー(乙川向山弁財天落成)
- 3: 半田の大工平吉家の祝事の料理メニュー
- 4: 奉行の巡見時の食事接待 船奉行: 千賀与八郎氏
- 5: 値段の書き方
- 6: 家老の巡見時の食事接待 家老: 渡辺半蔵氏
- 7: 尾張藩主への魚上納リスト(品目と価格)
- 8: 乙川村の肴(魚)商い株があった
- 9: 番外: 西成岩の地名の由来

# 諸品直段書上帳



引得

天保十三年（一八四二）寅四月差出

諸品直（値）段書上帳

知多郡

乙川村

今般諸品直段引下ヶ安直二  
 壳候様被 仰渡御触之御趣意  
 奉畏候 私共農業片手間小商ひ  
 仕候品々左二  
 一正金兩二 米八斗三升買入  
 是迄百文付壺升壳候処当時引下ヶ  
 百文一升五勺壳 (賣)

一正金兩二  
 米八斗三升買入  
 是迄百文付壺升壳候処当時引下ヶ  
 百文一升五勺壳 (賣)

天保の改革（一八三〇年代）の一端と考えられるが、諸品（諸商品）の値段を引き下げようお触れ（通達）をいただき、ご趣意にそって、扱ひ商品について、左記に書き上げました。

一正金両二 米八斗三升買入、是まで百文で一升を売っていたのを只今は、百文で一升五勺売としています。

## 検討

当時…ただ今

正金…金貨

価格の表記

正金 一両で米八斗三升買

百文米一升売

現在では、米八斗三升を一両買

（米一升七十二文買）

米一升五勺百文売

一米

正金壹両二

八斗八升替

是迄百文二壹升壹合五勺是  
当時引下ケ壹升三合売二仕候

一春麦

正金壹両二  
八斗八升替

是迄百文二壹升壹合五勺是  
当時引下ケ壹升三合売二仕候

一米

正金壹両二 八斗八升替

一春麦

是迄百文二壹升壹合五勺是

当時引下ケ壹升三合売二仕候

換算すると、米は百文で一升五合仕入で百文で一升売り、値入れ率は33%、春麦は値入率17%で売っていた。それを4%ほど値下げした。



一茶

両二

廿五貫替

百め式分四り (厘)

是迄百め (匁) 三拾文うり候処

引下ケ廿八文売二仕候

一刻多葉粉

拾丸

七百年替

是迄壹丸八十文二うり (売) 候処  
引下ケ七十五文売仕候

一茶

与

百め式分四り

是迄百め (匁) 三拾文うり候処

引下ケ廿八文売二仕候

一刻多葉粉

拾丸

七百年替

是迄壹丸八十文二うり候処

引下ケ七十五文売仕候



一酒

買入直段每斗廿五

賣出直段每斗廿五

但九升入

買入直段每斗廿五

賣出直段每斗廿五

一塩

一燒酎

買入直段每斗廿五

賣出直段每斗廿五

一酒

一味淋

買入直段每斗廿五

一酒

買入直段兩二七斗替

売直段壹升代百廿文

一塩

但九升入

買入直段兩二四拾五俵半替

売直段壹升代拾八文

一燒酎

是者私方手製

売直段壹升代貳百四拾文

一油

売直段壹升代四百文

一味淋

売直段壹合代貳拾六文

一味噌

石目拾四文うり

七斗五斗買入

一酒

石目拾四文うり

七斗五斗買入

一酢

石目拾四文うり

七斗五斗買入

一溜り

石目拾四文うり

七斗五斗買入

一味噌

両二六拾貫 買入

百目拾四文うり

一酒

両二六斗五升買入

壺合拾貳文うり

一酢

両二貳石壺斗買入

壺合四文うり

一溜り

両二四斗買入

壺合貳拾文うり

単価と現在の価格換算

	単価	現在の価格換算
あめ菓子	十ヶ 十文	百六十円
豆腐	一丁 十文	百六十円
砂糖	一斤 百七十文	二千七百円余
すし	一ツ 四文	六十四円
みりん酒	一升 三百四十文	五千四百円余
酒	一升 二百文	三千二百円
酢	一升 四十文	六百円余
上溜り	一升 二百四十文	三千八百円余
並溜り	一升 百四十文	二千二百円余
味噌	一貫目 百四十文	二千二百円余
塩	一升 十八文	二百八十円余
油	一升 四百文	六千四百円余
米	一升 百文	千六百円余
春麦	百文 一升三合	千六百円余
たばこ	一丸 八十文	?
茶	百匁 三十文	五百円程

# 江戸時代の料理

---

乙川向山文書資料No12

弁財天御本社御造営覚帳より

安政三年卯八月

弁財天御本社御造営覚帳

当番行司

天野伊左衛門重三シケミツ  
伊藤利左衛門常助ツ子スケ

安政三年卯八月 1855

弁財天御本社御造営覚帳

当番行司

天野伊左衛門 重三シケミツ  
伊藤利左衛門 常助ツ子スケ

この年、十両余で、弁財天本社の造営をしてい  
るが、庄屋・組頭・大工・神主・木挽き職人を招  
いて宴を開いている。

その献立が記載されているので紹介する。

乙川村

御役人衆様御献立

御盃

御銚子

硯蓋

三ツ椀振

角麩  
登路老  
連んこん  
か満鉢  
くわひ  
からし鉄砲阿へ  
切身  
味噌きの三阿へ  
いか阿へ  
連んこん

御役人衆様御献立

御盃

御銚子

硯蓋

角麩

登路老

連んこん

か満鉢

くわひ

からし鉄砲阿へ

切身

三ツ椀振(舞)

味噌きの三阿へ

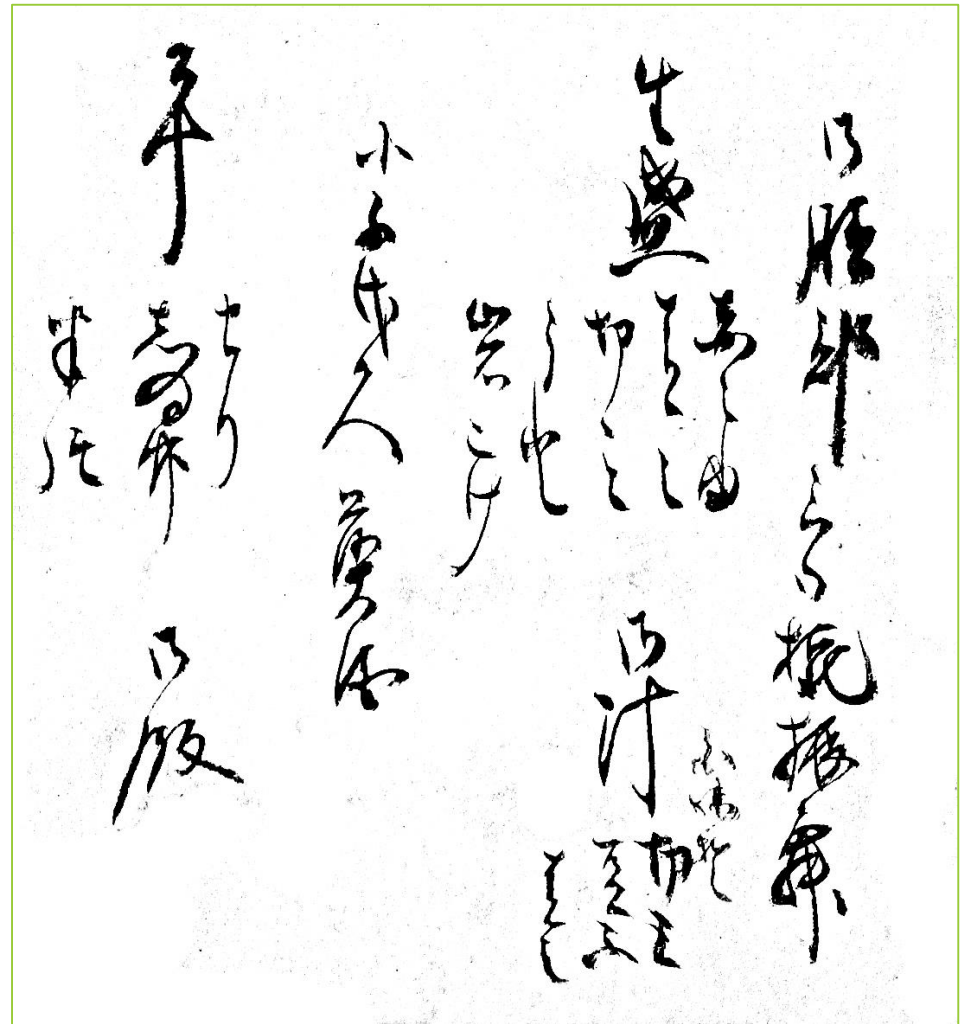
いか阿へ

連んこん



平＝煮物の意

	御膳部ニツ椀振舞	
生盛	赤ミ	赤味噌
	青ミ	御汁
	切ミ	切ミ
	う登(と)	豆ふ
	岩こけ	者も
平	小ふ代かへ	煎粉(力)
	せり	
	志の竹	御飯
	半片	





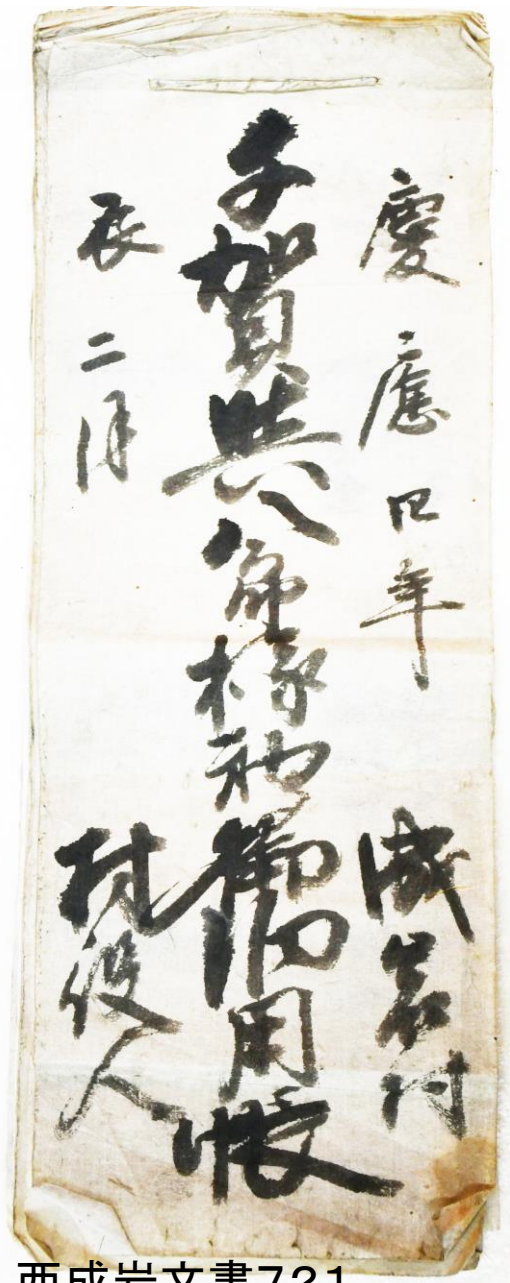




# 藩の諸役人の巡検と饗応

---

巡検に見られる、村の食料の提供



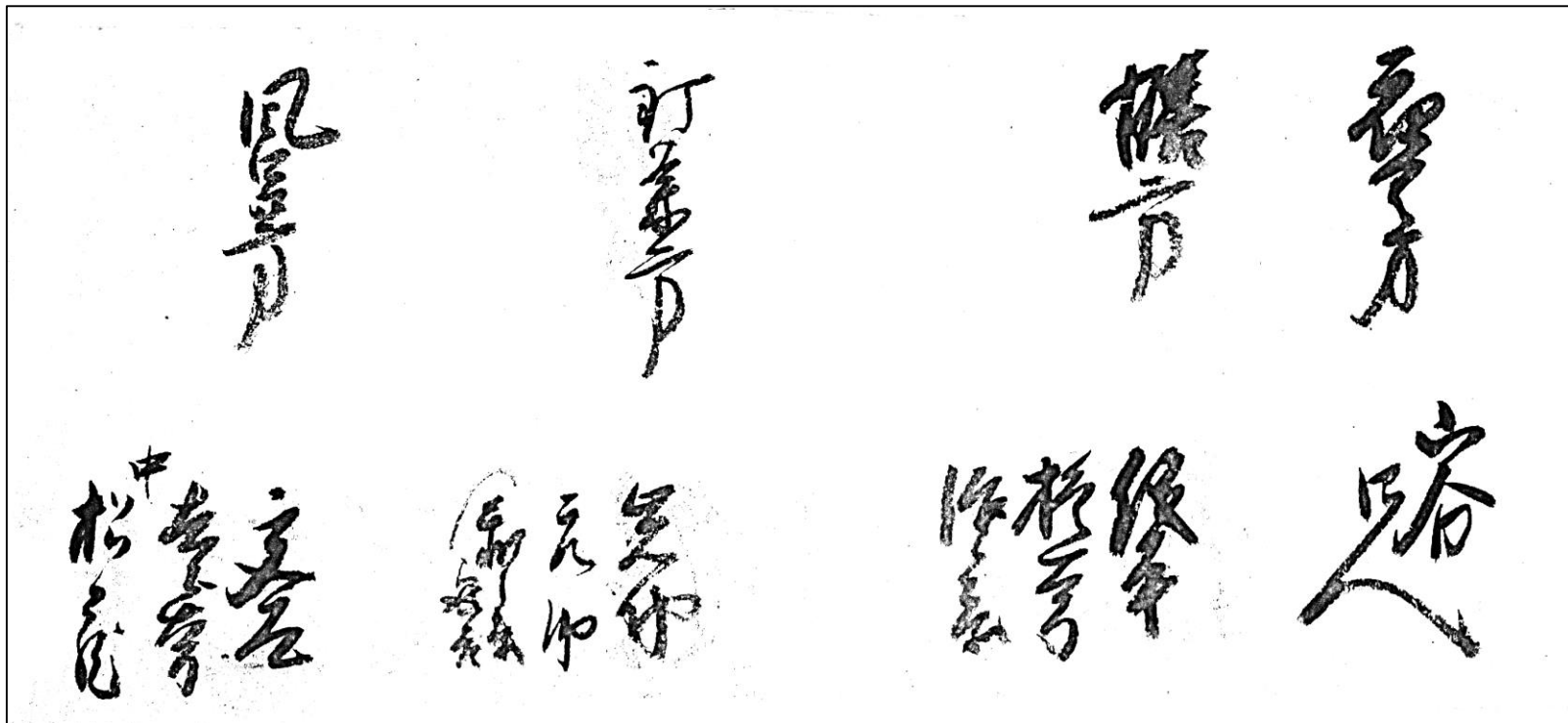
西成岩文書721

慶應四年 成岩村  
千賀與八郎様初御泊用帳  
辰 二月 村役人

慶應四年(一八六八)

成岩村(現半田市成岩町)に、巡検のためと思  
われるが、尾張藩船奉行千賀與八郎氏ご一行  
が、宿泊した時の、村の食事饗応・用役費内訳  
などの記録。

(注)千賀氏の知行 千四百四石



夜具方

山分  
四人

膳方

俊平  
権右衛門  
治兵衛

釘葉方 (帳場方)

岩助  
元助  
義兵衛  
亀吉

風呂方

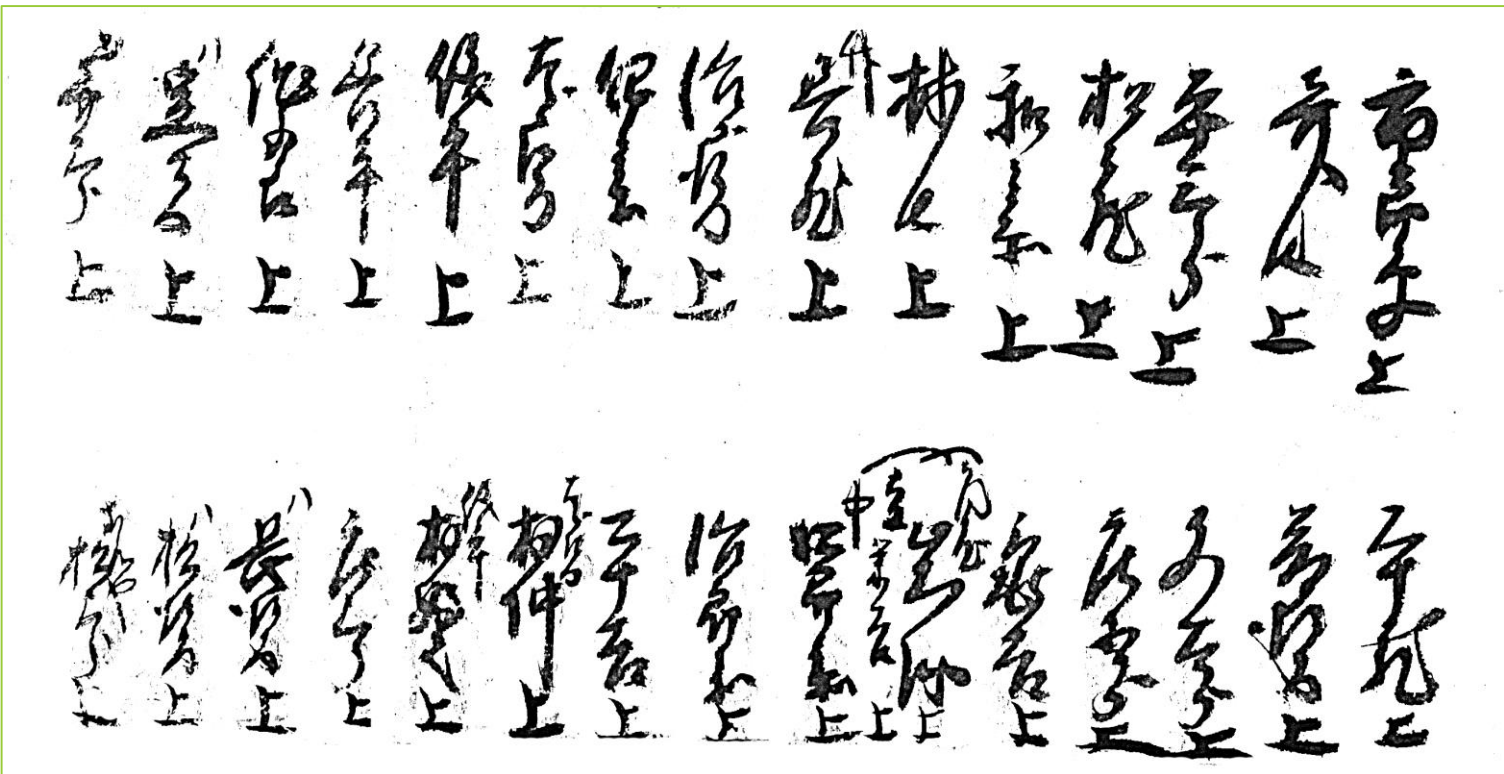
文太  
太郎右衛門  
中  
松蔵

夜具方 山分は分担して四人でという意味か。

太郎右衛門は太郎左衛門と読みちがえやすい



人足リスト例



市郎平上	平蔵上	市郎平上	平蔵上	市郎平上	平蔵上	市郎平上	平蔵上	市郎平上	平蔵上
彦蔵上	藤左衛門上	彦蔵上	藤左衛門上	彦蔵上	藤左衛門上	彦蔵上	藤左衛門上	彦蔵上	藤左衛門上
平三郎上	文右衛門上	平三郎上	文右衛門上	平三郎上	文右衛門上	平三郎上	文右衛門上	平三郎上	文右衛門上
松蔵上	庄五郎上	松蔵上	庄五郎上	松蔵上	庄五郎上	松蔵上	庄五郎上	松蔵上	庄五郎上
和兵衛上	亀吉上	和兵衛上	亀吉上	和兵衛上	亀吉上	和兵衛上	亀吉上	和兵衛上	亀吉上
林七上	角屋	林七上	角屋	林七上	角屋	林七上	角屋	林七上	角屋
善蔵上	岩助上	善蔵上	岩助上	善蔵上	岩助上	善蔵上	岩助上	善蔵上	岩助上
竹		竹		竹		竹		竹	
大工米吉上		大工米吉上		大工米吉上		大工米吉上		大工米吉上	
中		中		中		中		中	
次郎兵衛上		次郎兵衛上		次郎兵衛上		次郎兵衛上		次郎兵衛上	
治郎兵衛上		治郎兵衛上		治郎兵衛上		治郎兵衛上		治郎兵衛上	
銀兵衛上	平吉上	銀兵衛上	平吉上	銀兵衛上	平吉上	銀兵衛上	平吉上	銀兵衛上	平吉上
太郎左衛門上	太郎左衛門	太郎左衛門上	太郎左衛門	太郎左衛門上	太郎左衛門	太郎左衛門上	太郎左衛門	太郎左衛門上	太郎左衛門
儀平上	於仲上	儀平上	於仲上	儀平上	於仲上	儀平上	於仲上	儀平上	於仲上
義平		義平		義平		義平		義平	
於ふえ上		於ふえ上		於ふえ上		於ふえ上		於ふえ上	
庄三郎上		庄三郎上		庄三郎上		庄三郎上		庄三郎上	
八		八		八		八		八	
長左衛門上		長左衛門上		長左衛門上		長左衛門上		長左衛門上	
ハ		ハ		ハ		ハ		ハ	
定右衛門上	松左衛門上	定右衛門上	松左衛門上	定右衛門上	松左衛門上	定右衛門上	松左衛門上	定右衛門上	松左衛門上
八		八		八		八		八	
弁三郎上	松三郎上	弁三郎上	松三郎上	弁三郎上	松三郎上	弁三郎上	松三郎上	弁三郎上	松三郎上
こんや		こんや		こんや		こんや		こんや	

性のない時代、同名をどうさけていたのか？  
 上の記載は、上班、下班など班を分けていたと思われる

千賀與八郎氏が成岩村に宿泊した際に、村は、延べ九十人ほどの人夫（荷物運び人、宿泊の世話人など）に米・菓子・漬物・酢・酒・みそ・溜り等を饗応している。費用は二月十二日から十四日まで、人夫費以外で二両ほどであった。

その中で、食事に関しては、

主食の米（一石余）

大根漬（百五本）

酢（推定二斗）八百文

酒（推定一斗二升）一分余

お菓子 二分二朱

味噌（量不明）

溜り（一勺）

が記録されていて、

魚類、干物、海老蟹類、鶏肉、卵、茸、海藻、豆類、

芋類、豆腐、鯉節煮干し類などは見られず、

米・大根漬が主であり、お酒、お菓子等嗜好品も

わずかな量であった。

質素な饗応であった。

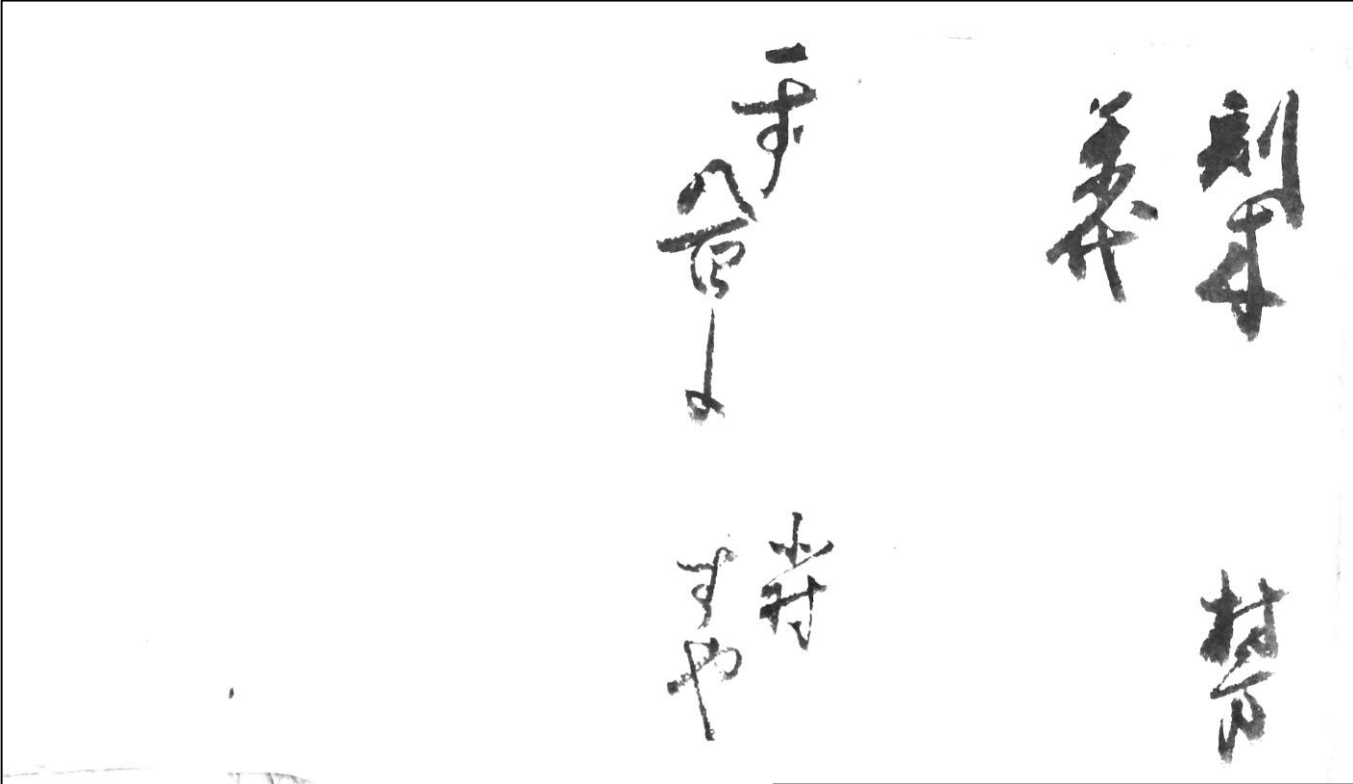






大根附	三十五本	八兵衛
干大根	廿本	同人
干大根	廿本	日吉屋
大根附	三拾本	和兵衛
附物	廿五本	源兵衛
	九〇六百七十八文	庄五郎
	三〇文	文次郎
		平松

費用の内訳



割木  
米代

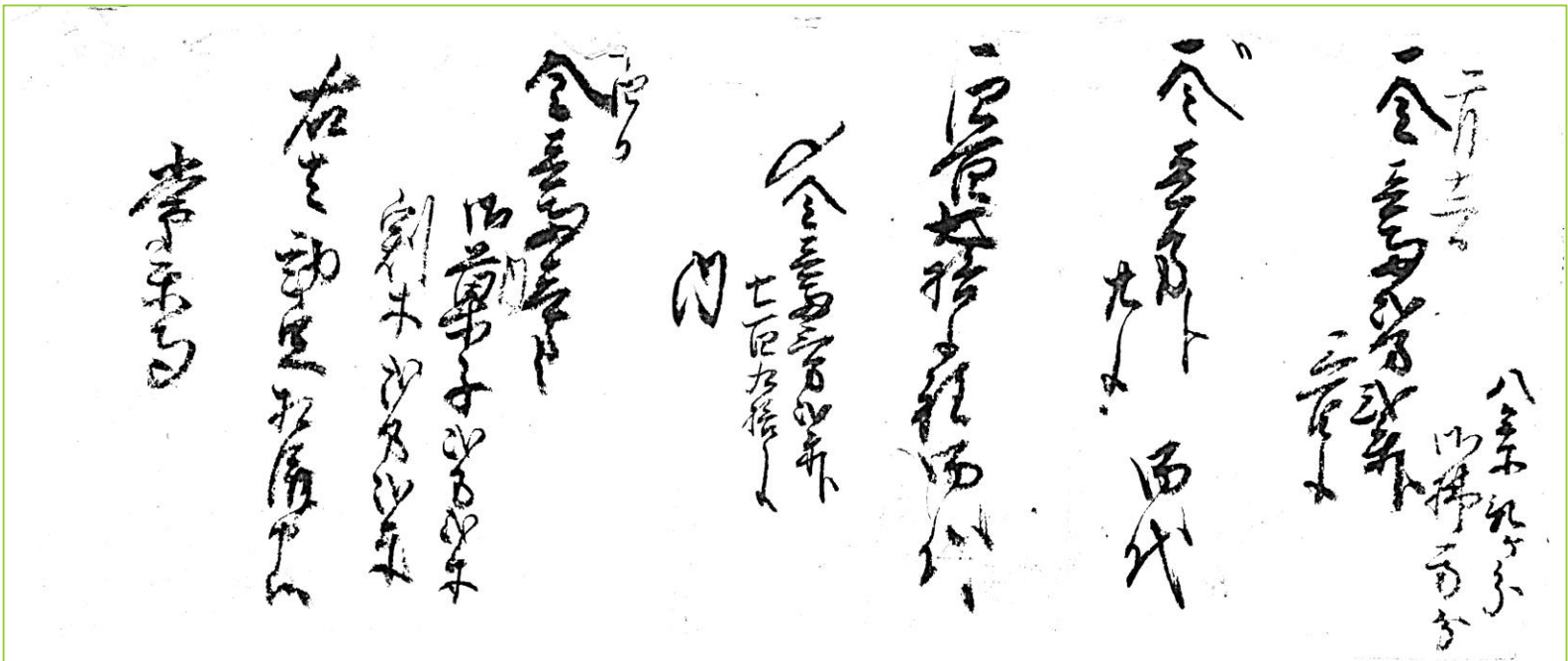
村方

一す

八百文

北村

すや



八兵衛預ケ分

御払方分

二月十二日

一金壺両貳分貳朱

三百文

”

一金壺分ト廿文 酒代

一四百七十文程 酒代

× 金壺両三分貳朱

七百九拾文

内

十四日

金壺両壺分

内

御菓子貳分貳朱

割木貳分貳朱

右者勘定相済申候

常楽寺

徳川園逢左文庫の担当者によると、当時幕府から巡見時の饗応は質素にするように指示があったとのこと。

# 値段の書き方 お金の単位

---

## 値段の書き方

両二米八斗五升力へ(替) 一両でどれだけ買えるか  
米一升二百文 一升いくらの表現もあるが、前者の  
表現が多く見られる。

## 費用等の書き方

×(締め)金三両三分二朱ト(と)と読む)

銀十三匁五分五リ

銭三百廿文

金と銀と銭を行を分けて記載した。

## お金の単位

### 金貨

一両は、四分 ブと読む

一分は、四朱 シュ

### 銀貨

銀貨六十匁(モンメ)は、金貨一両

銀貨一匁は、銀貨十分 フンと読む

銀貨一分は、銀貨十厘 リと表現することが多い

### 銅貨

銅貨(銭)六千文(枚)(六貫文)は、金貨一両

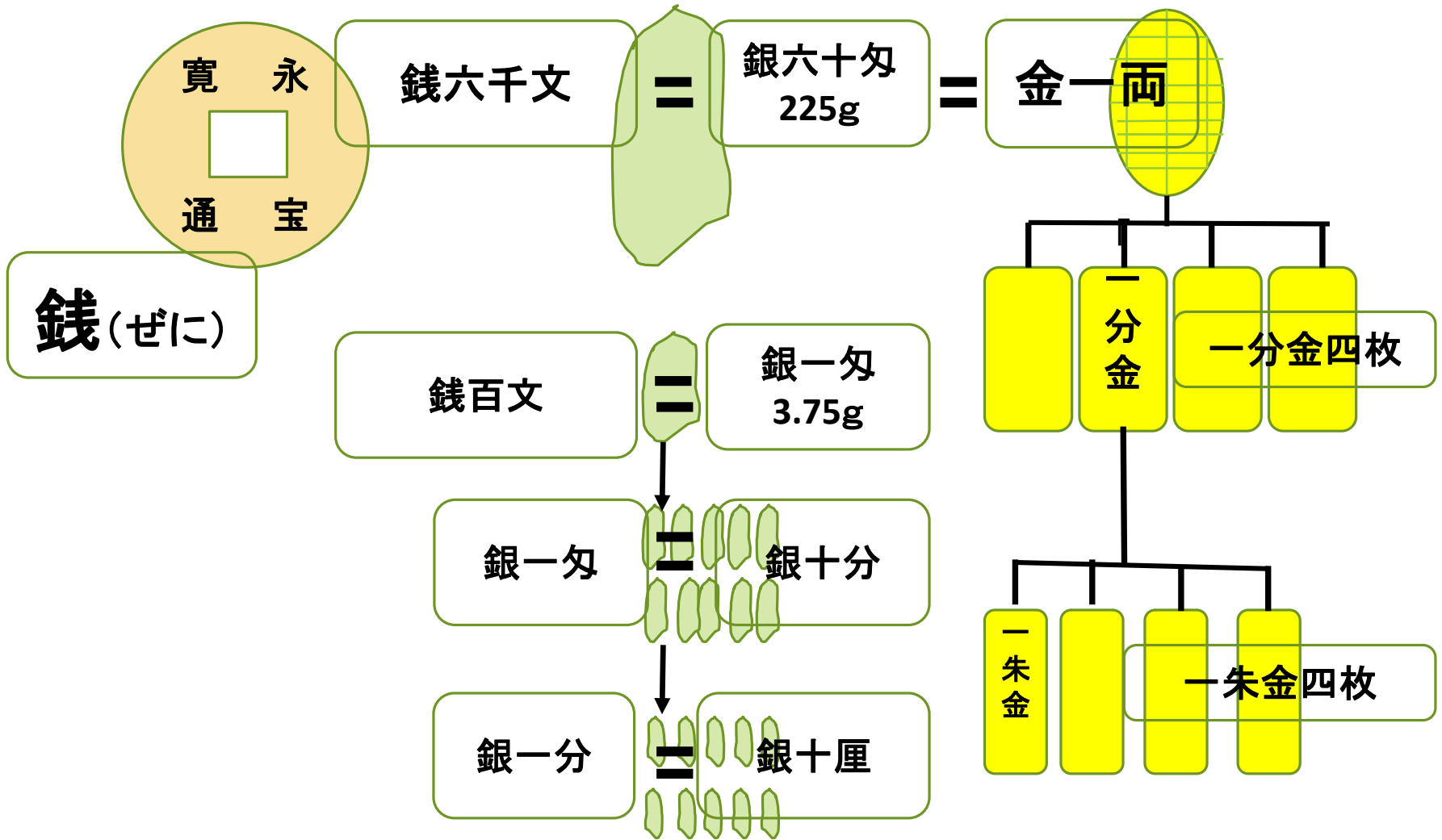
銅貨百文は、一疋

他に天保通宝(百文として通用)などがある。

注：千枚は一貫文(×文)と表記される。

注：江戸期を通じて銅貨の相場は変動していて、金貨  
一両は、銅貨4千五百文程、一万文程の間で変動した。  
その為、値段の注釈として、

但、一両六貫七百文力へ」と記載されている例が多い。



# 江戸時代通貨の価値体系

---

# 尾張藩家老渡辺半蔵氏の巡 覧と村の饗応



天保十一年

渡辺半蔵殿為巡覽二附勘定メ上帳  
子九月廿二日 村役人

渡辺半蔵氏は、尾張藩付家老  
知行一万四千石

徳川家康の指示で尾張藩付家老と  
なる。成瀬隼人守、竹腰山城守、石  
河氏、清水氏と並ぶ付家老

天保十一年に巡覧のため成岩村に  
逗留した時の記録



御本陣

御用人

山田喜右衛門様

小納戸

安藤頼母様

御刀番

岩付茂平様

御側

酒井脇江様  
市川九兵衛様

御医師

佐枝玄達様

吟味役

水野常右衛門様

御徒目付

岩付善九郎様

御祐筆

奥村宗六様

御坊主

平岩仙悦様

御本陣へ詰

一御用人 山田喜右衛門様

一御小納戸 安藤頼母様

一御刀番 岩付茂平様

一御側 酒井脇江様  
市川九兵衛様

一御医師 佐枝玄達様

一吟味役 水野常右衛門様

一御徒目付 岩付善九郎様

一御祐筆 奥村宗六様

一御坊主 平岩仙悦様

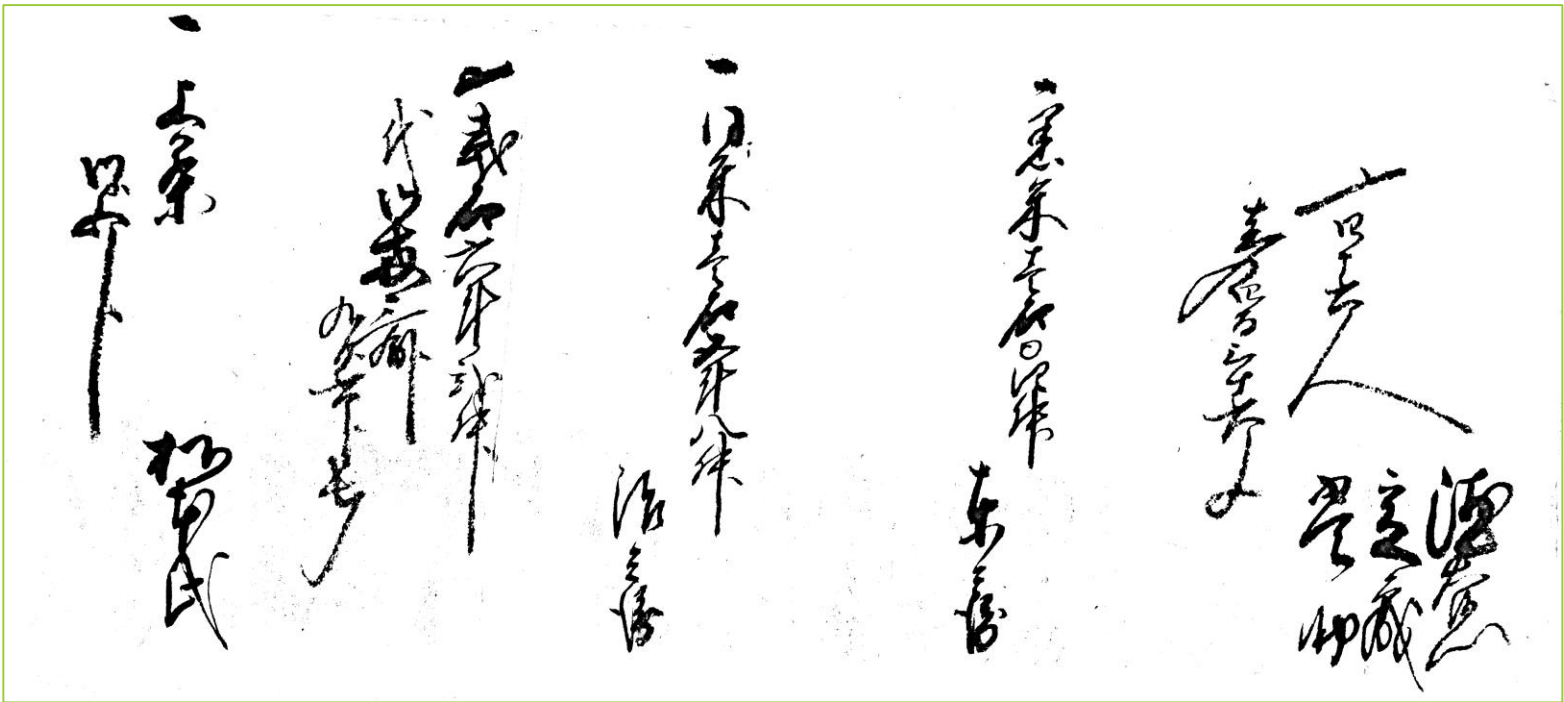
御用人…事務職交渉役

小納戸…食事など世話役

御側小姓

吟味役…監査役

御徒目付…警護、探索方



×四十六人 徳右衛門

定蔵

豊助

壹貫四百三十六文

一悪米壹石〇四升

東兵衛

一同米壹石五斗八升

治兵衛

×貳石六斗貳升

代貳両三分

九匁六分七リ

一上茶

四匁五分 松本氏

千賀氏と同様多くの人夫を駆り出している。

役人と人夫の食料米も二石六斗八升と多い

上茶は四匁五分（一貫五百匁）これも多く出している。

悪米は玄米の意

一味噌四貫目 宗右衛門  
 一同巻×貳百六十匁  
 代×巻×三百拾五文  
 出之巻×貳百五文

馬頭分用口  
 一茶大巻束 庄五郎  
 三十式文

同所用口  
 一わら古も貳枚  
 廿四文 同人  
 一炭四俵 村方  
 十匁

大束  
 一割木百八拾五わ 同  
 巻分卜  
 拾貳匁七分

一味噌四貫目 宗右衛門

一同巻×貳百六十匁

同人

代×巻×三百拾五文

馬頭分用口

一茶大巻束 庄五郎

三十式文

同所用口

一わら古も貳枚

廿四文 同人

一炭四俵 村方

十匁

大束

一割木百八拾五わ 同

巻分卜

拾貳匁七分

一た者「二丸  
百五十文 常樂寺  
一金貳朱 同寺

菓子  
一拾匁 仙台屋

菓子  
一拾匁 仙台屋

菓子  
一拾匁 仙台屋

菓子  
一拾匁 吉右衛門

菓子  
一拾匁 吉右衛門

一上茶  
村方分  
代凡壹匁貳分位

酒代  
一匁金壹両貳分下  
貳匁壹分八リ

とう婦 廿壹  
一貳百拾八文 友四郎

一上茶 村方分

代凡壹匁貳分位

酒代 市兵衛

一匁金壹両貳分下

貳匁壹分八リ

とう婦 廿壹

一貳百拾八文 友四郎

米	式石六斗式升	代式両三分ト九匁六分七リ
上茶	一貫五百匁	代四匁五分
味噌	五貫式百六十匁	代 $\times$ 壹 $\times$ 三百拾五文
菓子		代拾匁
酢代	(二升五合)	代百文
とう婦	廿壺	代式百拾八文
酒		金壺両式分ト式匁壹分八リ

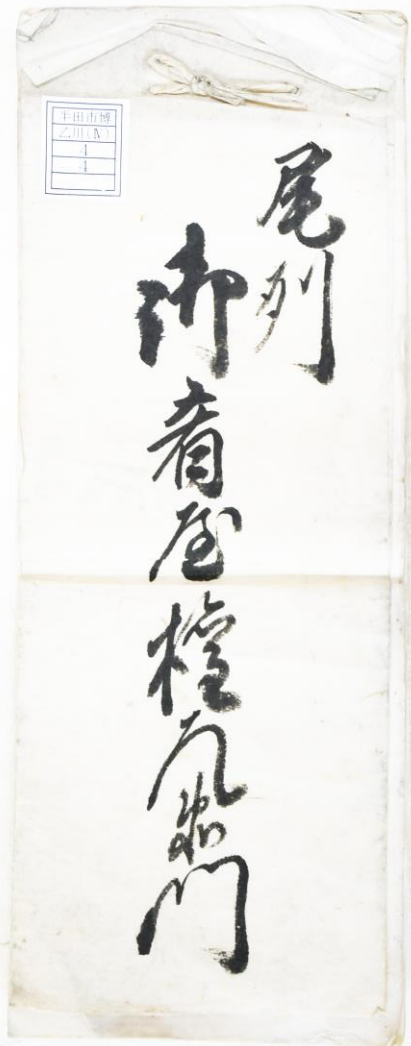
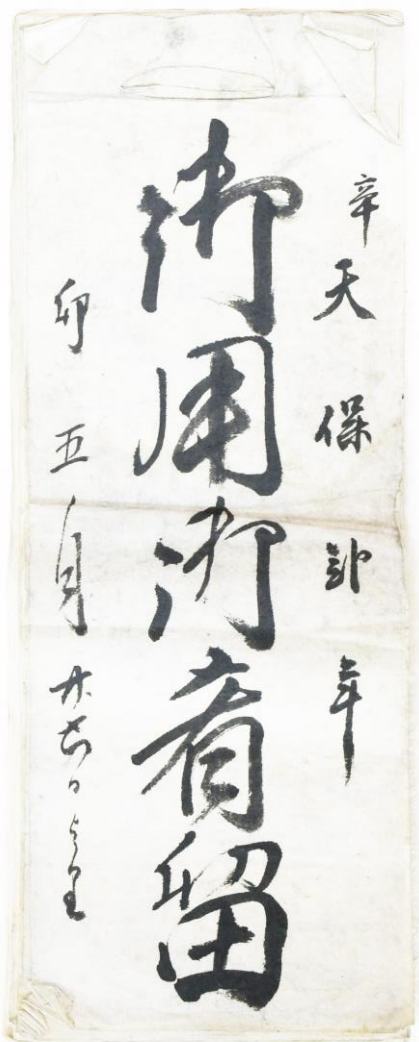
米・お茶・味噌・酢・豆腐・菓子少々の饗応の内容であり質素な内容であった。

米は人夫一人五合相当、味噌は人夫一人百匁余

当時は、役人、人夫とも食事は米と味噌とお茶のみであったのか？

---

乙川村肴問屋が上納した肴  
(魚)、殿様が食した魚



辛天保弐年

御用御肴留

卯五月廿六日与里

尾州

御肴屋権左衛門

乙川村の肴(魚)屋権左衛門が尾張藩の御用達に就任し、藩に魚を上納した記録。天保二年一八三三年から弘化三年までの記録  
藩主がどんな魚を食べていたのかわかる。



# 尾張藩御用達肴(魚)問屋 と上納肴の種類や値段

---

同九月二十四日 納り分

同九月「天保七年」二十四日

納り分

一 鯛 尺五寸 尺五寸

一 鯛 尺五寸

一 鮎並 七寸 七寸 五本

一 鮎並 七寸 五本

一 平目 尺五寸 尺五寸 壹枚

一 平目 尺五寸 壹枚

一 車えび 大百

一 車えび 大百

一 かれい 尺壹寸 五枚

一 かれい 尺五寸 尺 十貳枚

一 かれい 尺 十貳枚

一 さ与里 七寸 七寸十五本

一 さ与里 七寸十五本

一 鯛 尺五寸 貳枚

一 鮎並 尺六寸 尺六寸 三枚

一 鮎並 尺六寸 三枚

一 鯛 尺九寸 尺九寸 貳枚

一 鯛 尺九寸 貳枚

一 鮎並 七寸 七寸 十枚

一 いな 七寸十枚

一 志ら魚 壹升

一 志ら魚 壹升

一 忠左衛門着入ませ

此日忠左衛門着入ませ

二 別々二直段相不分忠左衛門

与直段付左之如し

志るす



此日忠左衛門着入ませ

二 別々二直段相不分忠左衛門  
与直段付左之如し

志るす

十四日分 忠左衛門分

さ  
与里十五

三百五十文 さ与里十五

か  
れい八枚

三×式百文 かれい八枚

鯛  
式枚

四×八百文 鯛式枚

車  
えひ六五

六百三十文 車えひ六五

黒  
鯛式枚

七百五十文 黒鯛式枚

平  
目壹

壹×三百五十文 平目壹

白  
魚式

式百五十文 白魚

小  
車えひ

三百五十文 小車えひ

分御殿之内ニテとらせ

この分御殿之内ニテとらせ

百三十文 いなだ壹

小  
鮎並

百文 小鮎並

分御殿之内ニテとらせ

単価

現在価格相当

鯛 一×四百文	二万三千円
鮎並(あいなめ)百五十六文	二千六百元
平目 一×三百五十文	二万二千五百円
車えひ 九文余	百六十円
かれい 四百文余	六千六百元余
さ与里廿三文余	三百八十円余
黒鯛 三百七十五文	六千二百円余
いなだ 百三十文	二千百円余

注：一両六千文カへとして

一両を現在の十万円として換算

同武年  
酉十一月廿七日

一干海老 壹斗  
相納候

大子及新鶴毛与能  
申人ら申候は此今年  
申置御殿へ差出くれ様  
申頼置候  
此代金知らせ可申様依之  
直段書付二いたし源七と  
書置御殿へ差出くれ様  
申頼置候  
参考：  
干海老壹斗の値段は  
壹百五十文

同武年「嘉永元年」

酉十一月廿七日

一干海老 壹斗

相納候

右此度新御殿にて与頭

榊原善七郎

と申人被申候様ハ昨今年

申遣候干海老注文之儀者

御頭之用向二而其方へ申

遣シ

此代金知らせ可申様依之

直段書付二いたし源七と

書置御殿へ差出くれ様

申頼置候

参考：

干海老壹斗の値段は

壹百五十文

# 肴（魚）問屋株制度 があった

---

資料 乙川文書Ⅳ4-4、4-11





差入申一札之事

一先般魚類商売株貴殿江

御免二相成旧来御仕来之處故其職之内

商内世話方支配今般私江当卯年より来

已年迄三ヶ年限御願申上候處御聞入被下

難有仕合奉存候 右年限迄商内世話方支

配正路二相守候處実正也 就而八御村方ヨリ

貴殿江御願二相成申候

一他所入船肴之義是又前書同断之事

但し売場東之分此内他所入船肴九ヶ月分

売捌相添 右其為両冥加金拾七両貳分也

毎年六月十一月両度無滞差出可申候

一年限内不実成出来仕候ハハ 直様右職

御引上ケ被成候而も其節違背申間敷候

一御肴御用之節者其時ニヨリ御勤可申事

一年限内たり共貴家方にて当所他所荷ニ付

鯉節并いさば物類御商内御売捌之義者

御勝手次第之事

一右職私より他家江亦預ケ之儀者決而致間敷事



よみくだし

差入申す一札の事

一先般魚類商売株貴殿へ

御ゆるしに相なり、旧来御仕来りの処故、其職の内  
商い世話方支配は、今般私へ当卯年より、来る

巳年迄三ヶ年に限り御願ひ申し上げ候処御聞き入れ  
下され、有難き仕合に存じ奉り候、右年限迄商い世話方  
支配正路に相守り候処実正也、就いては、御村方より  
貴殿へ御願ひに相なり申し候

一他所入船着之義は、是又前書同断之事

但し、売場東の分、此の内他所入り船着九ヶ月分  
売り捌き相添へ、右其為、両冥賀金十七両二分也  
毎年六月十一月両度滞りなく差出し申すべく候

一年限内二不実出来仕り候はば、直ぐ様右職

御引き上げに成され候ても、其節、違背申す間敷く候  
一御着御用之節は、其時により御勤め申すべく事

一年限内たりとも貴家方にて当所他所荷に付き、

鯉節並びにいさば物類御商い御売り捌き之義は

御勝手次第之事（いさば物・乾物）

一右職私より他家へ又預け之儀は決して致す間敷く事

右之趣皆相守可申候 若又相背候節八  
仮令如何様御取斗相成候共一言之違乱  
申間敷候 為後日差入證文依而如件

慶應三年丁卯正月

右支配方 権弥 印

證人 権八 印

梶川権左衛門殿

志之趣皆相守可申候 若又相背候節八  
仮令如何様御取斗相成候共一言之違乱  
申間敷候 為後日差入證文依而如件

慶應三年  
丁卯正月

権弥  
権八  
印

梶川権左衛門殿

よみくだし

右之趣相守り申すべく候、もし又相背き候節は  
たとえ如何様御取はかりに相なり候とも、

一言の違乱

申す間敷く候、後日のため、差入證文依而如件

慶應三年

丁卯正月

右支配方

権弥 印

証人

権八 印

梶川家権左衛門殿